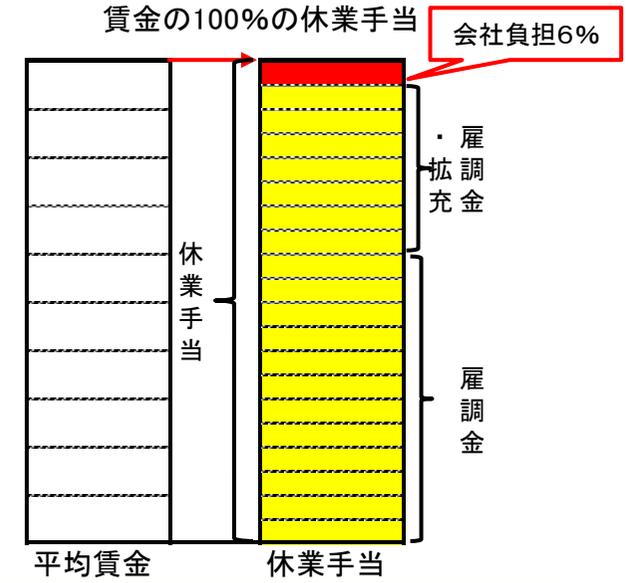


拡充措置1

- ① 中小企業、
- ② 解雇なし、
- ③ 賃金の60%以上の休業手当、
のいずれも満たしていれば、60%を
を超える休業手当の部分の10/10が
助成(上限 8330円)されます



拡充措置2

- ① 中小企業、
- ② 休業・営業短縮要請の対象、
- ③ 賃金の100%または8330円以上の休業手当、
のいずれも満たしていれば、休業手当の10/10が助成(上限 8330円)されます。

